

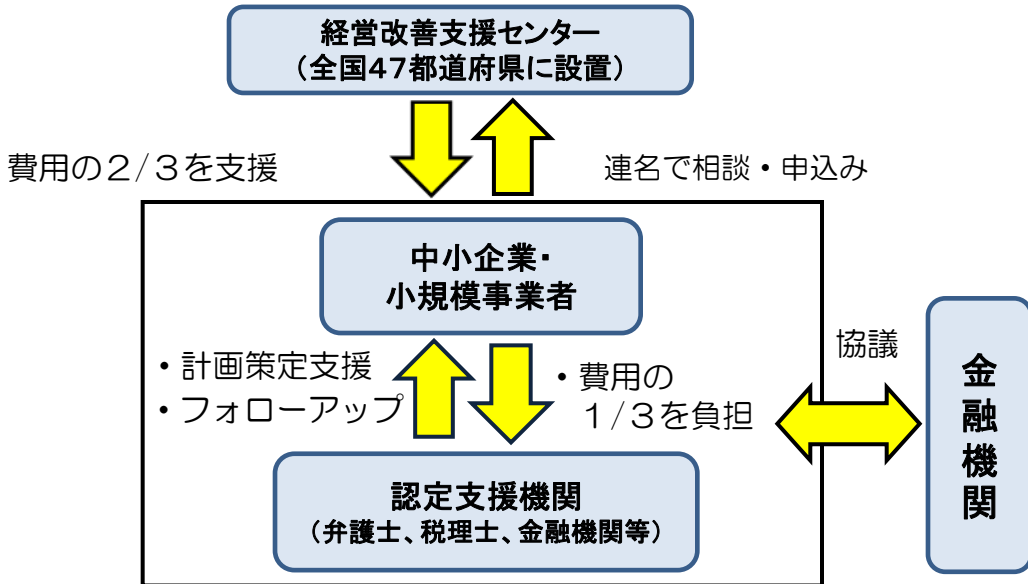
経営改善・事業再生
を行おうとしている方

経営改善支援

(経営改善支援センター・中小企業再生支援協議会)

■ 外部専門家の支援を受けた経営の立て直しを支援

条件変更や新規融資などの金融支援が必要な中小企業・小規模事業者のみなさまが、国の認定を受けた外部専門家(認定支援機関)の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、経営改善計画策定支援に要する費用について、**総額の2/3(上限200万円)まで補助**します。



※各都道府県の中小企業再生支援協議会に新設した『経営改善支援センター』で、相談・申込を受付中。問い合わせ先は裏面1をご覧ください。

- 認定支援機関とは、中小企業の経営相談等に関して**専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた公的な支援機関**です。
- 主な認定支援機関は、**国の認定を受けた税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、商工会、弁護士、金融機関**等です。

■ 公的機関が債務削減や条件変更等についての金融機関調整等をお手伝い

各都道府県の中小企業再生支援協議会では、事業の再生のため、債務の削減や条件変更などを必要としている中小企業・小規模事業者に対し、金融機関との調整やその前提となる事業計画の策定支援などを行う公的機関です。具体的なご相談先は、裏面2をご覧ください。

お問い合わせ先

1 経営改善支援センター

センター名	電話番号	センター名	電話番号	
経営改善支援センター (全国本部)	3月8日まで 3月11日から	03-5470-1477 03-5470-1840	福井県経営改善支援センター	0776-33-8289
北海道経営改善支援センター		011-232-0217	滋賀県経営改善支援センター	077-522-0500
青森県経営改善支援センター		017-723-1024	京都府経営改善支援センター	4月1日から 075-212-7937 075-221-2678
岩手県経営改善支援センター	3月10日まで 3月11日から	019-604-8750 019-601-5075	奈良県経営改善支援センター	0742-24-7034
宮城県経営改善支援センター		022-722-9310	大阪府経営改善支援センター	06-6944-6481
秋田県経営改善支援センター	3月11日まで 3月12日から	018-896-6150 018-896-6153	兵庫県経営改善支援センター	078-303-5856
山形県経営改善支援センター		023-647-0674	和歌山県経営改善支援センター	073-422-1113
福島県経営改善支援センター		024-573-2563	鳥取県経営改善支援センター	0857-52-6733
茨城県経営改善支援センター		029-302-7550	島根県経営改善支援センター	0852-23-0867
栃木県経営改善支援センター		028-610-0310	岡山県経営改善支援センター	※ 086-286-9682
群馬県経営改善支援センター	※	027-255-6505	広島県経営改善支援センター	※ 082-511-5780
埼玉県経営改善支援センター	3月12日まで 3月13日から	048-836-1330 048-862-3100	山口県経営改善支援センター	※ 083-922-9931
千葉県経営改善支援センター	※	043-201-3331	徳島県経営改善支援センター	3月下旬予定 088-626-7121 088-679-4090
東京都経営改善支援センター		03-3283-7575	香川県経営改善支援センター	3月下旬予定 087-811-5885 087-813-2336
神奈川県経営改善支援センター		045-633-5148	愛媛県経営改善支援センター	089-913-7505
新潟県経営改善支援センター		025-246-0093	高知県経営改善支援センター	088-823-7933
長野県経営改善支援センター	3月20日まで 3月21日から	026-227-6235 026-217-6382	福岡県経営改善支援センター	3月15日から 092-441-1221 092-441-1234
山梨県経営改善支援センター		055-244-0070	佐賀県経営改善支援センター	0952-24-3684
静岡県経営改善支援センター		054-275-1880	長崎県経営改善支援センター	3月24日まで 3月25日から
愛知県経営改善支援センター	※	052-223-6953	熊本県経営改善支援センター	3月31日まで 4月1日から
岐阜県経営改善支援センター	3月下旬から	058-212-2685 058-214-4171	大分県経営改善支援センター	3月18日まで 3月19日から
三重県経営改善支援センター		059-253-4300	宮崎県経営改善支援センター	3月11日まで 3月12日から
富山県経営改善支援センター		076-441-2134	鹿児島県経営改善支援センター	3月28日まで 3月29日から
石川県経営改善支援センター	3月下旬から	076-267-1189 076-267-4974	沖縄県経営改善支援センター	3月10日まで 098-868-3760 098-867-6760

※今後、経営改善支援センター専用の番号を設置予定ですが、現時点では、再生支援協議会の番号になっております。

再生支援協議会におかけいただき、経営改善支援センターでの相談と伝えていただければ、経営改善支援センターの相談員に替わります。

2 中小企業再生支援協議会

協議会名	電話番号	協議会名	電話番号
北海道中小企業再生支援協議会	011-222-2829	福井県中小企業再生支援協議会	0776-33-8293
青森県中小企業再生支援協議会	017-723-1021	滋賀県中小企業再生支援協議会	077-511-1529
岩手県中小企業再生支援協議会	019-604-8750	京都府中小企業再生支援協議会	075-212-7937
宮城県中小企業再生支援協議会	022-722-3872	奈良県中小企業再生支援協議会	0742-26-6251
秋田県中小企業再生支援協議会	018-896-6150	大阪府中小企業再生支援協議会	06-6944-5343
山形県中小企業再生支援協議会	023-646-7273	兵庫県中小企業再生支援協議会	078-303-5852
福島県中小企業再生支援協議会	024-573-2562	和歌山県中小企業再生支援協議会	073-402-7788
茨城県中小企業再生支援協議会	029-300-2288	鳥取県中小企業再生支援協議会	0857-52-6701
栃木県中小企業再生支援協議会	028-610-4110	島根県中小企業再生支援協議会	0852-23-0701
群馬県中小企業再生支援協議会	027-255-6505	岡山県中小企業再生支援協議会	086-286-9682
埼玉県中小企業再生支援協議会	048-836-1330	広島県中小企業再生支援協議会	082-511-5780
千葉県中小企業再生支援協議会	043-201-3331	山口県中小企業再生支援協議会	083-922-9931
東京都中小企業再生支援協議会	03-3283-7425	徳島県中小企業再生支援協議会	088-626-7121
神奈川県中小企業再生支援協議会	045-633-5143	香川県中小企業再生支援協議会	087-811-5885
新潟県中小企業再生支援協議会	025-246-0096	愛媛県中小企業再生支援協議会	089-915-1102
長野県中小企業再生支援協議会	026-227-6235	高知県中小企業再生支援協議会	088-802-1520
山梨県中小企業再生支援協議会	055-220-2977	福岡県中小企業再生支援協議会	092-441-1221
静岡県中小企業再生支援協議会	054-253-5118	佐賀県中小企業再生支援協議会	0952-27-1035
愛知県中小企業再生支援協議会	052-223-6953	長崎県中小企業再生支援協議会	095-811-5129
岐阜県中小企業再生支援協議会	058-212-2685	熊本県中小企業再生支援協議会	096-311-1288
三重県中小企業再生支援協議会	059-228-3370	大分県中小企業再生支援協議会	097-540-6415
富山県中小企業再生支援協議会	076-444-5663	宮崎県中小企業再生支援協議会	0985-22-4708
石川県中小企業再生支援協議会	076-267-1189	鹿児島県中小企業再生支援協議会	099-805-0268
		沖縄県中小企業再生支援協議会	098-868-3760

認定支援機関による経営改善計画策定支援

平成24年度補正予算額 405.0億円

事業の内容

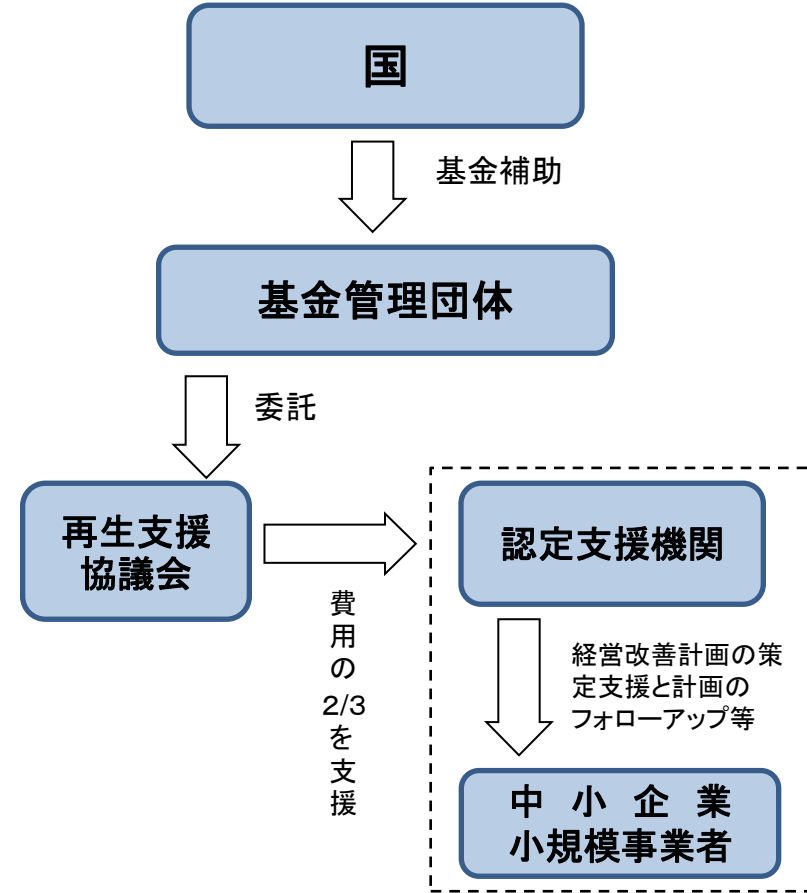
事業の概要・目的

- 金融機関等が金融支援等を行う前提として、中小企業・小規模事業者が適正な経営改善計画や再生計画を策定できることが重要です。他方、多くの中小企業・小規模事業者は、自ら経営改善計画等を策定することが難しいため、公認会計士や税理士等の支援人材が同計画の策定を支援していくことが求められています。
- そのため、中小企業再生支援協議会を通じて、認定支援機関による中小企業・小規模事業者への経営改善計画策定を支援し、経営改善を促進します。
- 具体的には、約2万社を対象として、認定支援機関による経営改善計画策定費用やデューデリジェンス(資産査定)費用、フォローアップ費用につき、総額300万を上限として、その2/3を支援します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

- 事業内容や財務状況など経営上の課題を抱え、金融支援等を必要としている中小企業・小規模事業者
- 事業者の自己負担額は100万円以下。
(上限総額300万円－300万円×2/3)

事業イメージ



中小企業再生支援協議会の機能強化

平成24年度補正予算額 40.5億円

事業の内容

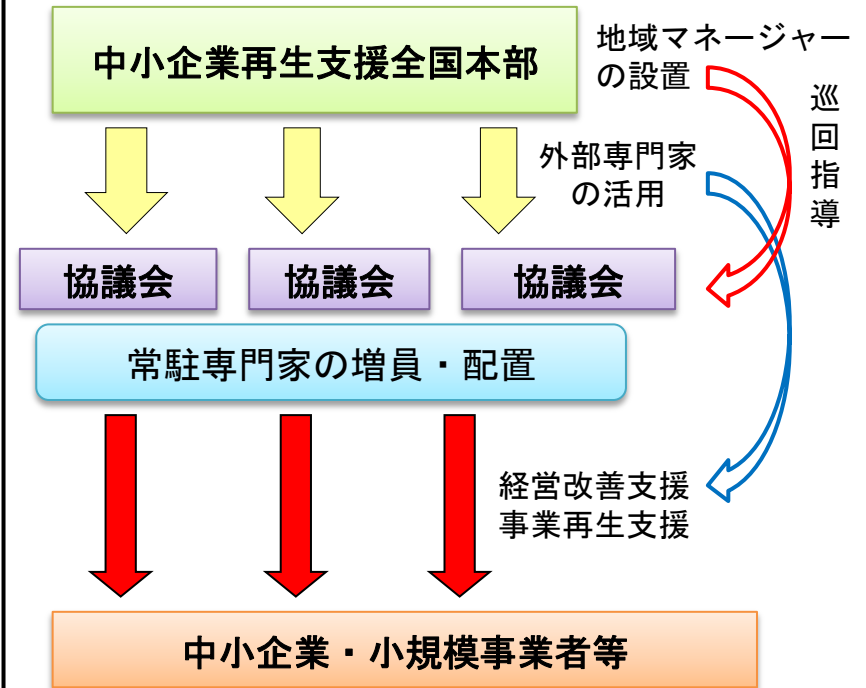
事業の概要・目的

- 再生計画策定支援の確実な実施に向けて、中小企業再生支援協議会の体制を抜本強化し、支援に係る質の向上及び量の増加を図ります。
- 具体的には、100名以上の専門家の増員等を図り、中小企業・小規模事業者に対する計画策定支援体制の強化を行います（すでに昨年中に70名の常駐専門家の増員（192名→262名）等を実施）。
 - ・全国本部の人員拡充
 - ・全国本部から各協議会への外部専門家派遣 等

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 収益性のある事業を有しているが、財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者が対象
- 再生支援協議会の計画等策定費用の平均で約330万。事業者の負担割合は原則1/2であるため、事業者の自己負担額は160万円以下。

事業イメージ



※中小企業再生支援協議会は、中小企業・小規模事業者の再生を支援するため、産業活力再生法に基づき、全国47都道府県ごとに設置された支援機関。事業再生の専門家が再生計画の策定支援を行い、債権放棄やリスク等に向け、金融機関調整を行う。